

1 改正の趣旨

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月閣議決定）に基づき、従来のデジタル推進人材の育成にかかる特例措置に加えて、昨年12月に策定された「DX推進スキル標準」に対応した訓練を設定した実施機関に対して、認定職業訓練実施奨励金の支給額を上乗せする特例措置を追加することにより、一層のデジタル分野の訓練コースの設定促進を図る。

2 改正の概要

改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間に開始した情報処理分野又は情報通信分野に係る認定職業訓練であって厚生労働省人材開発統括官が定めるもの（DX推進スキル標準に対応した訓練）を実施した場合は、受講者1人につき1月当たり以下に掲げる金額を基本奨励金として支給する（※）。

○基礎コース：6万5千円

○実践コース：5万5千円

（※）従来、実施していた①、②の特例措置に加えて、③の特例措置についても追加する。下線部については業務取扱要領に規定。

- ① IT（情報処理）分野の認定職業訓練であって、資格取得率等一定割合以上となった訓練コースについて、基本奨励金を受講者1人につき1月当たり1万円又は2万円上乗せ（基礎コース：7万円又は8万円、実践コース：6万円又は7万円）して支給。なお、R4年度においてIT分野の認定職業訓練が未実施だった地域に限り2万円上乗せする。
- ② WEBデザイン（情報通信）分野の認定職業訓練であって、資格取得率等一定割合以上となった訓練コースについて、基本奨励金を受講者1人につき1月当たり1万円上乗せ（基礎コース：7万円、実践コース：6万円）して支給。
- ③ IT（情報処理）分野又はWEBデザイン（情報通信）分野の認定職業訓練であって、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、資格取得率に関係なく、基本奨励金を受講者1人につき1月当たり5千円上乗せ（基礎コース：6.5万円、実践コース：5.5万円）して支給。

※ ①～③について、複数の支給要件を満たした場合、①又は②の支給を優先し、③は不支給となる。

3 施行期日等

公布日：令和5年12月中旬（予定）

施行期日：公布日